

鴻巣市事務処理誤り等に対する措置に関する要領第5条に係る公表（令和5年12月公表分）

	判明日	件名	概要	個人情報漏えいの有無 (件数)	再発防止策	所管課 (連絡先)
1	R5.11.6	法人市民税の変更届出書の誤送について	<p>法人市民税の申告納付時期の2か月前において、該当の法人に、宛先（法人名及び所在地）が記載された「法人市民税の申告納付について（お知らせ）」に「法人の変更届出書」と「納付書」を同封して送付しているが、そのうち「法人の変更届出書」について、誤って別法人の「法人の変更届出書」を同封してしまった。</p> <p>法人代表者から、別法人の「法人の変更届出書」が同封されている旨の連絡が入り、誤送付が判明した。</p> <p>なお、「法人の変更届出書」には、個人情報に当たる法人代表者氏名や関与税理士氏名等が記載されていた。</p> <p>※発送件数 131件</p>	有 (137件)	<p>1 「申告納付のお知らせ」及び納付書を封入・封緘作業を行う際には、複数の職員で確認作業を行うことを徹底</p> <p>2 事務処理マニュアルの改正 (令和5年11月24日)</p>	税務課 048-541-1483